

スペイン語圏諸国憲法の条文に見る言語

堀 田 英 夫

Las lenguas en los artículos de las constituciones de los países hispanohablantes

HOTTA Hideo

1. はじめに

南北アメリカのスペイン語圏諸国は、スペイン人による征服や植民、移住によりスペイン語がもたらされて後に独立した国々である。国によっては、先住民がマイノリティとして言語や文化・伝統を保持しつつ生活している。地域によっては、アフリカから連れてこられた奴隷の子孫やヨーロッパやアジアから移民として来た人々の子孫も居住している。このような国々では、公用語がどのように定められているか、先住民などマイノリティの言語、言語教育、言語弱者への配慮がどのように図られているのであろうか。本稿の目的は、スペインと赤道ギニアを含めてスペイン語を公用語としているスペイン語圏諸国21か国（アメリカ合衆国の自由連合州プエルトリコも国と数える）の現行憲法において言語（*lengua*、*idioma* または *lenguaje*）についてどのように記載されているかを見ることである。日本の場合のように、憲法には規定されていなくても、法律や政令等のレベルで規定されていることや、判例あるいは不文法で決められていることもあるはずであるが、本稿では、憲法条文を対象に考察する。なお、以下の憲法条文等スペイン語での引用に添えた和訳の引用先を記していない場合は拙訳である。

2. スペイン語

2.1. 国語あるいは公用語

スペイン語系南北アメリカ諸国で歴史上最初に *lengua nacional* (国語) について憲法に記載されたのは、Alvar (1982) (1995) によると1929年のエクアドル共和国憲法¹⁾である。条文には *idioma nacional* (国語) として出てくる。

Art. 6. —El Estado Ecuatoriano reconoce el español como idioma nacional. (第6条 エクアドル国家はスペイン語を国語として認める。)

次の1945年憲法から(1946年、1967年、1978年、1998年の各憲法)は、*idioma nacional* (国語) ではなく、*idioma oficial* (公用語) とし、*castellano* を使っている。

国語ではなく、公用語と憲法で規定したのは、南北アメリカ諸国で歴史上最初なのは、Alvar (1982) (1995) によると、ハイチの1935年憲法²⁾である。

ハイチ1935年憲法：Article 12. —*Le Français est la langue officielle. Son emploi est obligatoire dans les Services Publics.* (フランス語は公用語である。その使用は公共サービスで義務である。)

スペイン語圏諸国の中で最初は、アナスタシオ・ソモサ大統領政権下のニカラグア1939年憲法のようなものである。

ニカラグア1939年憲法：Artículo 7. —El español es el idioma oficial de la República. (第7条 スペイン語は共和国の公用語である。)

2.2. *español* と *castellano*

スペイン語は、*español* と *castellano* (カスティーリャ語) という呼び名がある。どちらの名称が適切であるかという論争があった。Real Academia (2005: s.v. *español*) には、今日では論争は決着している (*está hoy superada*) とある。現在約4億人の話者がいて国際的に使われている言語は、*español* と呼び、依然としてこれと同義ではあるが、中世のカスティーリャ王国のことばと現代カスティーリャ地方のことば、それに、カタルーニャ語、ガリシア語、バスク語との関連で現代スペイン国全体の公用語を呼ぶのに *castellano* を使うとある。

スペイン語のことを *español* という名称を使っている憲法は9か国

(キューバ、グアテマラ、コスタリカ、赤道ギニア、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ホンジュラス)、castellano を使っているのは、8 か国 (エクアドル、エルサルバドル、コロンビア、スペイン、パラグアイ、ベネズエラ、ペルー、ボリビア) である。ただし、スペイン憲法では、castellano (カスティーリャ語) とその他の言語も lengua(s) española(s) (スペインの言語) という表現となっている。

(Artículo 3 1. El castellano es la lengua española oficial del Estado. (...)

2. Las demás lenguas españolas serán también oficiales en las respectivas Comunidades Autónomas de acuerdo con sus Estatutos. (第3条1. カスティーリャ語は、国の公用スペイン語である。(中略) 2. 他のスペインの言語もまた、自治州条例に従い、各々の自治州における公用語とする³⁾。)

アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、メキシコの4か国の憲法には、español と castellano のどちらの語も使われていない。

2.3. スペイン語を公用語と規定している憲法

español (スペイン語) または castellano (カスティーリャ語 = スペイン語) を国全体の公用語と規定している憲法は、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スペイン、赤道ギニア、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ベネズエラ、ペルー、ホンジュラス、ボリビアの16か国である。これらのうち、パラグアイ憲法では、スペイン語と並べて、グアラニ語 (ワラニー語) も公用語と規定している。

パラグアイ: Artículo 140 —DE LOS IDIOMAS El Paraguay es un país pluricultural y bilingüe. Son idiomas oficiales el castellano y el guaraní. La ley establecerá las modalidades de utilización de uno y otro. (第140条 言語に関して。パラグアイは複文化かつ二言語の国家である。[カスティーリャ語] とグアラニ語が公用語である。法律によって各言語の使用形態が規定される。訳: 塚原2012: 153の「スペイン語」を原語の [カスティーリャ語] に代えた。)

ただし、補則の経過規定第18条に憲法解釈上の疑義があった場合、カスティーリャ語版による⁴⁾とあり、グアラニ語に対してカスティーリャ語の優位を規定している。

アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、プエルトリコ、メキシコの憲法には

公用語の規定がない。このうち、プエルトリコ憲法には、スペイン語と英語のいずれかを読み書きできることを議員の資格のひとつとして記載している。

Art.III Sección 5. —Ninguna persona podrá ser miembro de la Asamblea Legislativa a menos que sepa leer y escribir cualquiera de los dos idiomas, español o inglés. (第III条第5. スペイン語あるいは英語の二つの言語のうちいずれかの読み書きができなければ立法議会の構成員にはなれないこととする。)

公用語と規定すると同時に、スペイン語の普及・教育を国家や学校に義務付ける規定を持っている国もある。先住民にスペイン語を普及して国家の統合を進めるという歴史的経過に加え、その後の移入者に対して言語による国民統合という意図が含まれていると考えられる。

エルサルバドル：Art. 62. —El idioma oficial de El Salvador es el castellano. El gobierno está obligado a velar por su conservación y enseñanza. (第62条 エルサルバドルの公用語はカステイーリャ語である。政府はその維持と教育に留意する義務を負っている。)

パナマ憲法には、国籍取得の資格の一つにスペイン語 (el idioma español) を習得していること (第10条1) を掲げていて、国家がスペイン語の保護、普及、純粋性に留意するよう求めている (第82条)：El Estado velará por la defensa, difusión y pureza del idioma Español. (国家はスペイン語の保護、普及、純粋性に留意するものとする)。また第100条に教育では、公用語すなわちスペイン語で行われることとし、ただ学校によっては外国語による教育も認めるとある。同様の規定がベネズエラとホンジュラスにもある。

ベネズエラ：Artículo 107. (...) Es de obligatorio cumplimiento en las instituciones públicas y privadas, hasta el ciclo diversificado, la enseñanza de la lengua castellana, (第107条 (中略) 様々なレベルまでの公立と私立の学校においてカステイーリャ語の教育は遂行義務がある。)

ホンジュラス：Artículo 6. El idioma oficial de Honduras es el español. El Estado protegerá su pureza e incrementará su enseñanza. (第6条 ホンジュラスの公用語はスペイン語である。国家はその純粋さを保護し、その教育を促進することとする。)

コスタリカ憲法は、帰化申請に際し、スペイン語を話し、読み書きでき

ることを求めている（第15条）： Quien solicite la naturalización deberá: acreditar su buena conducta, demostrar que tiene oficio o medio de vivir conocido, que sabe hablar, escribir y leer el idioma español, (...)（帰化を申請する者は、行いが正しいことを証明し、職業あるいは周知の生活手段を持っていることを示し、スペイン語を話し、読み書きできることを示さなければならない（以下略））

スペイン語教育とならんで識字教育についても、非識字の撲滅をめざし、国家や行政、それに学校の義務と憲法で規定している国々がある：エクアドル第347条、経過規定第13条（非識字者の投票は任意としている）、グアテマラ第13条（国家通常収予算の1パーセントを識字教育に充てる）、コスタリカ第83条、コロンビア第68条、ドミニカ共和国第63条6）、ニカラグア第122条、パナマ第88条（先住民言語との二言語による識字教育）、パラグアイ第73条、ペルー第17条、ホンジュラス第154条、第245条第28項、ボリビア第84条。パナマ憲法第88条の他は、パラグアイ憲法第73条も含めて、何語による識字教育かを当該条文では明示していないので、公用語によるものと解釈できる。

Alvar (1982) は、国語や公用語に関する条文はなくても憲法そのものがスペイン語で書かれていること、また憲法条文に法的文書の題辞や宣誓のことばがスペイン語で書かれていることで、国語や公用語とされる言語を示していると述べている⁵⁾。以下、スペイン語を公用語とする条文がない国の憲法について見てみる。

アルゼンチン憲法第93条には、大統領（と副大統領）の就任時の宣誓の言葉が引用符に囲まれて示されている： Artículo 93. —Al tomar posesión de su cargo el presidente y vicepresidente prestarán juramento, en manos del presidente del Senado y ante el Congreso reunido en Asamblea, respetando sus creencias religiosas, de: “desempeñar con lealtad y patriotismo el cargo de presidente (o vicepresidente) de la Nación y observar y hacer observar fielmente la Constitución de la Nación Argentina”.（第93条 大統領と副大統領は就任時に参議院議長主催により、議会に集った国会の前で、自身の信仰を守りつつ、「アルゼンチン国の大統領職（あるいは副大統領職）を忠実にかつ愛国心を持って果たすこと、また国の憲法を遵守すること、遵守させること」を誓うものとする。）⁶⁾

ウルグアイ憲法とメキシコ憲法にも同様の記載がある。

ウルグアイ (第158条): “Yo, N.N., me comprometo por mi honor a desempeñar lealmente el cargo que se me ha confiado y a guardar y defender la Constitución de la República” (「私、何某は、私に任された職務を忠実に果たし、また共和国憲法を守ることを約束する」)

メキシコ (第87条): “Protesto guardar y hacer guardar la Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos y las leyes que de ella emanen, y desempeñar leal y patrióticamente el cargo de Presidente de la República que el pueblo me ha conferido, mirando en todo por el bien y prosperidad de la Unión; y si así no lo hiciera que la Nación me lo demande.” (「私は、すべてにおいて連邦の幸福と繁栄を希求し、メキシコ合州国憲法およびそれにもとづくすべての法律を遵守かつ実施し、国民が私に付与した大統領の任務を、誠実かつ祖国愛をもって遂行することを誓う。もしこれを履行しない場合、国民は私に履行を要求せよ。」 訳: 大阪経済法科大学憲法研究会 1989: 69)

またメキシコ憲法第70条には、法律の題辞を引用符を付けて示している: (...) Las leyes o decretos se comunicarán al Ejecutivo firmados por los presidentes de ambas Cámaras y por un secretario de cada una de ellas, y se promulgarán en esta forma: “El Congreso de los Estados Unidos Mexicanos decreta: (texto de la ley o decreto)”. (法律または命令は、両議院の議長および事務総長が署名し、大統領に送付され、「メキシコ合州国議会は、次のように公布する。(以下、法律または法令の本文)」という形式で公布される。訳: 大阪経済法科大学憲法研究会 1989: 69)

チリ憲法は公用語規定がなく、また言葉を直接引用している部分がない。第27条に大統領就任時の宣誓の内容が書かれている: En este mismo acto, el Presidente electo prestará ante el Presidente del Senado, juramento o promesa de desempeñar fielmente el cargo de Presidente de la República, conservar la independencia de la Nación, guardar y hacer guardar la Constitución y las leyes, y de inmediato asumirá sus funciones. (前項の手続きにおいて当選大統領は、上院議長の前で、共和国大統領の職を誠実に履行し、国の独立を保持し、憲法および法律を遵守し、かつ遵守させるという宣誓および公約を行い、ただちに職務につく。訳: 大阪経済法科大学院比較憲法研究会 1987: 55)

3. 先住民言語や少数派言語

3.1. 先住民言語や少数派言語についての言及のない憲法

スペイン語圏諸国の現行憲法で公用語の規定があり、かつ先住民言語や少数派言語についての言及のないのは、以下の国の憲法である。

キューバ：ARTICULO 2. —El nombre del Estado cubano es República de Cuba, el idioma oficial es el español y su capital es la ciudad de La Habana. (第2条 キューバ国家の名前は、キューバ共和国であり、公用語はスペイン語で首都はハバナ市である。)

ドミニカ共和国：Artículo 29. —Idioma oficial. El idioma oficial de la República Dominicana es el español. (第29条 公用語。ドミニカ共和国の公用語はスペイン語である。)

ただし、ドミニカ共和国憲法第64条3)には、個人と共同体での文化的アイデンティティの価値を認めるとの記載があり、この部分でマイノリティの文化も守ることを規定していると解釈もできる：Reconocerá el valor de la identidad cultural, individual y colectiva, su importancia para el desarrollo integral y sostenible, el crecimiento económico, la innovación y el bienestar humano, mediante el apoyo y difusión de la investigación científica y la producción cultural. (科学研究と文化的生産の支援と普及によって、個人と共同体での文化的アイデンティティの価値と、全体かつ持続可能な発展、経済成長、人間の革新と福祉のためのその重要性を認めるものとする。)

3.2. 条文にあらわれる言語名

スペイン語を公用語としている国々の憲法条文の中に、スペイン語以外で以下の言語名が出てくる。(亀井他(1988-93)に日本語名がある場合はそれを使う。ただ *guarani* は「ワラニー語」でなく「ゲアラニ語」とする。この辞典典拠の場合は項目名のみで示す。)

エクアドル：(第2条) “el *kichwa* y el *shuar*” (キチュワ語、シュワル語)：この二つの言語名は、それぞれの言語による自称を掲げている。キチュワ語は自称 *kichwa* あるいは *runa shimi* で、ケチュア語族に属する言語の一つ (s.v. エクアドル = ケチュア語)。シュワル語は、ヒバロ語群の一つで、民族の自称は *shuara* (*shiwora*)、言語の自称は *shuar* とある (s.v. ヒバロ語群)。Real Academia (2001) にはそれぞれ *quechua* と *shuar* で見出し語

がある。

グアテマラ：(第18条) “lenguas Quiché, Mam, Cakchiquel y Kekchí” (キチェ語、マム語、カクチケル語、ケクチ語)：いずれもマヤ語族の言語で、マム語のみが高地西マヤ語群、マメアンに属する。キチェ語、カクチケル語それにケクチ語は、高地東マヤ語群で、前者二つは、キチに属すると亀井他 (s.v. マヤ語族) にある。これらの内、ケクチ語は Real Academia (2001) では *kekchí* の見出し語である。他は同じ綴字で見出し語がある。ただし *cakchiquel* は *cachiquel* の見出し語もあり、語義説明は後者にある。

パラグアイ：(第77条、140条、経過規定18条) “el guaraní” (グアラニ語)：トゥピ語族の主要言語の一つでアバニェエン語 (*Avañeẽ*, *Avañeẽme*) ともよばれる (s.v. ワラニー語)。

プエルトリコ：(第III条第5) “inglés” (英語)

ペルー：(第48条) “el quechua, el aimara” (ケチュア語、アイマラ語)：アイマラ語は中央アンデス高原で話される言語で、自称は、*aymar aru* (アイマラの言葉)。南米先住民諸語の中でも最も活力ある言語の一つ。ハケ語族に属するとされている (s.v. アイマラ語)。

ボリビア：(第5条1.) には以下に見る36の言語名が記載されている。

“aymara” (アイマラ語)：Real Academia (2005) は、この綴り字は現代のスペイン語正書法に適合しないので、薦めないとして、ペルー憲法で見た *aimara* の綴り字を使用している。

“araona” (アラオナ語)：ごく少数、パノタカナ語族タカナ語派アラオナ語群の一言語。現在は、カビネーニャ語に合流 (s.v. パノタカナ語族)。

“baure” (バウレ語)：ボリビアのベニ県で話される言語。アラワク語族、マイプレ語派の中の南マイプレ語群に分類される (s.v. バウレ語)。Real Academia (2001) に見出し語がある。

“bésiro” (ベスィロ語)：亀井他 (1988-93) には、チキート語 (死語、チキート小語族。s.v. 南米インディアン諸語) として一覧表にある言語が Fabre (2005: s.v. CHIQUITANO) によると、自称 *besiro* とあるので、この言語のことと考えられる。Fabre (2005) によると話し手はボリビアで5855人、ブラジルで735人、別名 *Chiquitano*, *chiquito* とある。

“canichana” (カニシヤナ語)：約20人、系統不明 (s.v. 南米インディアン諸語、アンデス赤道大語族、マクロ=トゥカノ大語族)。

“cavineño” (カビネーニャ語)：500～1千人、パノタカナ語族タカナ語

派アラオナ語群の一言語。Cavinenya、Cavineña、Cavinenyo、Cavineneño、Cavinya、Caviña、Cavina の別名（もしくは民族名。以下「別名」として記述する）があげられている（s.v. パノタカナ語族）。

“cayubaba”（カユババ語）：Kayubaba, Cayuaba, Chacobo の別名があげられているカユババ語 cayuvava のことであろう。（死語）系統不明（s.v. 南米インディアン諸語）。

“chácobo”（チャコボ語）：(200人) パノタカナ語族パノ語派南東パノ語群（s.v. パノタカナ語族）。

“chimán”（チマン語）：Fabre（2005: s.v. MOSETÉN / TSIMANE）に別称が Chiman(e), mosetén, tsimane, epereji とあるので、亀井他（1988-93: s.v. 南米インディアン諸語）の一覧表にあるモセテン語群のチマネ語 Chimane（約5千人）と考えられる。

“ese ejja”（エセエハ語）：ペルー、ボリビアで600～1千人、パノタカナ語族タカナ語派テアテナワ語群。Esse-eja, ese'ejja, chama の別名があげられている。ペルーではワラヨ語 huarayo と呼ばれているとある（s.v. パノタカナ語族、エセエハ語）。

“guaraní”（グアラニ語）

“guarasu'we”（グアラスウエ語）：パウセルナ語 Pauserna（ブラジル、ボリビア約25人）の別名として、Guarayu-Ta, Warádu-nêe, Moperecoa と並べて “=?guarasug'wé” という記載がある。この言語のことであればトゥピ語族トゥピ・ワラニー語派トゥピ・ワラニー語群（s.v. トゥピ語族）。

“guarayu”（ワラユ語）：語末にアクセント符号が付く guarayú のことと考えられる。約5千人、トゥピ語族トゥピ・ワラニー語群（s.v. トゥピ語族）。Real Academia（2001）には guarayo の語形で見出し語がある。

“itonama”（イトナマ語）：(約100人) 系統不明。別名 Machoto。マクロ=チプチャ系との説あり（s.v. 南米インディアン諸語）。

“leco”（レコ語）：約2千人、系統不明（s.v. 南米インディアン諸語）。

“machajuyai-kallawayá”（マチャフヤイ-カヤワヤ語）：Kallawayá は、プキーナ語（死語）Puquina, Callahuaya, Pohena の別名の一つとしての記載がある（s.v. 南米インディアン諸語）。Fabre（2005: s.v. CALLAWAYA）には、machchaj-juyai, pukina, pohena の別名記載があり、話し手50人で母語話者はいないと書かれている。callabuaya の形なら Real Academia（2001）に見出し語がある。

“machineri” (マチネリ語) : Lewis(ed.) (2009) のボリビアの言語一覧に Manchinere, Manchineri, Manitenére, Maniteneri, Maxinéri という名称で、話者数140人 (1994)、“Arawakan, Maipuran, Southern Maipuran, Purus” という分類の言語がある。Manchineri, Manitineri の名称で亀井他(1988-93)にピーロ語の見出し語の中に広義のピーロ語の一言語とする記述があり、アラワク語族の見出し語には、マニテネリ語 Maniteneri でアラワク語族マイプレ語派アンデス東麓語群に分類されている。

“maropa” (マロパ語) : 1千人、パノタカナ語族タカナ語派チリワ語群。別名は reyesano (s.v. パノタカナ語族)。

“mojeño-trinitario” (モホートゥリニタリオ語) : 次の「モホ語」に「一部の集団は、Trinitarios とよばれる。」(s.v. アラワク語族) とある。

“mojeño-ignaciano” (モホ-イグナシオ語) : 「モホ語」の説明として、ブラジル、ボリビア、パラグアイで約1500人。Mojo, Moxo, Ignacio, Ignaciano, Morocosi の別名が記載されている。アラワク語族マイプレ語派南マイプレ語群ボリビア語群 (s.v. アラワク語族)。

“moré” (モレ語) : イテン語 (約100人) Itene=Guarayo、チャパクラ・ワニヤム小語族チャパクラ語群の方言として Moré (=Iten) が記載されている (s.v. チャパクラ・ワニヤム小語族)。

“mosetén” (モセテン語) : moseten の表記で、約500人。パノタカナ語族と関係づける説が有力であるが、検討の余地があるとされている (s.v. モセテン語)。

“movima” (モビーマ語) : 約1千人、系統不明 (s.v. モビーマ語)。

“pacawara” (パカワラ語) : 少数、パノタカナ語族パノ語派南東パノ語群。Pacahuara, Pacaguara の綴り字も (s.v. パノタカナ語族)。

“puquina” (プキーナ語) : (死語) Callahuaya, Kallawaya, Pohena の別名があり、ケチュア語化あるいはアイマラ語化とある。ウル・チパヤ語群。他に同語群のウル語 (ペルー、ボリビア、100人以下、Uru, Uro, Urucolla, Uchumi, Ochomazo) とチパヤ語 (約800人、Chipaya) にも Puquina の名が記載されている。Real Academia (2001) に pequina の見出し語がある。

“quechua” (ケチュア語)

“sirionó” (シリオノ語) : 500~600人、トゥピ語族トゥピ・ワラニー語派。別名 Chori (s.v. シリオノ語、トゥピ語族)。

“tacana” (タカナ語) : 3,500人、パノタカナ語族タカナ語派タカナ語群。

別名 *takaná, tucana* (s.v. パノタカナ語族)。

“*tapiete*” (タピエテ語) : *tapieté* の表記で。ボリビア、ペルー、約500人。トゥピ語族トゥピ・ワラニー語派トゥピ・ワラニー語群。別名 *Tirumbae, Ñanaiga, Yanaigua, Yanaygua, Parapiti, Kurukwá, Tembeta, Avá* (s.v. トゥピ語族)。

“*toromona*” (トロモナ語) : 話者数不明、パノタカナ語族タカナ語派タカナ語群。別名 *turamona* (s.v. パノタカナ語族)。

“*uru-chipaya*” (ウル・チパヤ語) : *Uru-Chipayan* の表記でウル・チパヤ語群とされ、ウル語 (ペルー、ボリビア100人以下)、チパヤ語 (約800人)、プキーナ語 (死語)、ユンカ語 (死語)、モチーカ語 (死語) が下位言語としてあげられている (s.v. ウル・チパヤ語群、南米インディアン諸語)。

“*weenhayek*” (ウエエンハイェク語) : *Fundación Indígena 'Weenhayek - Noojwkyayis* のウェブページ⁷⁾によるとボリビア国チャコ地方のウエエンハイェク語はマタコ・マッカ小語族 (“*mataco-mak'á*”, 亀井他 (1988-93) の表記は *Mataco-Makká*) のマタコ・ノクテン *mataco-noctenes* 方言グループに属する。亀井他 (s.v. マタコ・マッカ小語族) によればマタコ語話者はアルゼンチン12,000人、ボリビア約600人、パラグアイにも少数いる。*Fabre* (s.v. *Los mataguayo*) によると、アルゼンチンでのこの民族の自称は *wichi* で、*mataco* は蔑称として嫌っているとある。話し手数はアルゼンチンで25,000人、ボリビアで1,700から2,000人。

“*yaminawa*” (ヤミナワ語) : *Yaminahua* の表記、ブラジル約1,500人、ペルー600人、別名 *Jaminaua, Jaminahua, Jambinahua, Yamináwa*、パノタカナ語族パノ語派ジュルアプルス語群 (s.v. パノタカナ語族)。

“*yuki*” (ユキ語) : *Yuquí* の表記で、約100人。トゥピ語族トゥピ・ワラニー語派 (s.v. トゥピ語)。*yuki* だと北米先住民のユーキ語と同じ表記になる。

“*yuracaré*” (ユラカレ語) : 約2,500人、系統不明、別名 *Yura, Yurujure, Cuchi, Enete* (s.v. 南米インディアン諸語)。

“*zamuco*” (サムコ語) : ペルー、ボリビアで約2千人、サムコ小語族北語群 (s.v. 南米インディアン諸語)。

言語集団の数が多く、ヨーロッパ人がニックネームとして付けた民族名・言語名として使われる場合がかなりあること、他民族から付けられた呼称が定着することがあること、複数の探検隊が別々のルートから接触した民族に別々の名称を与えてしまうことがあること、民族の自称であっ

でもそれを聞いたヨーロッパ人の耳には発音の違いにより様々な異名や異綴りが記録されること、時代により呼び名(他称)が変わること、といった理由で南米の先住民言語の名称の混乱があると亀井他(1988-93)の「南米インディアン諸語」の項目に細川弘明が書いている。ボリビア憲法に記載ある36の言語名も、上で見たように、日本語での表記についてまだ検討の余地がありそうである。

3.3. 特定地域公用語あるいは特定使用のため公的に用いる

パラグアイ憲法では、スペイン語とグアラニ語を並べて公用語として規定している。この他に、先住民言語や少数派言語を地域あるいは使用部分によって公用語とする規定がある憲法がある。

エクアドル憲法は、スペイン語が公用語であると述べた後で、異文化間の公的な言語(*idiomas oficiales de relación intercultural*)として、スペイン語、キチュワ語、シュワル語を列記している。またさらに先住民の居住地域と、法律が定める場合において他の先住民言語も公的に使用されるとしている。

エクアドル：Art. 2. (...) El castellano es el idioma oficial del Ecuador; el castellano, el kichwa y el shuar son idiomas oficiales de relación intercultural. Los demás idiomas ancestrales son de uso oficial para los pueblos indígenas en las zonas donde habitan y en los términos que fija la ley. (第2条(中略)カスティーリャ語はエクアドルの公用語である。カスティーリャ語、キチュワ語、シュワル語は文化間の関係において公用語である。先祖伝来の他の諸言語は先住民族にとってその居住地域において、また法が定める事項において公用語として用いられる。)

コロンビア：ARTICULO 10. El castellano es el idioma oficial de Colombia. Las lenguas y dialectos de los grupos étnicos son también oficiales en sus territorios. La enseñanza que se imparta en las comunidades con tradiciones lingüísticas propias será bilingüe. (第10条 カスティーリャ語はコロンビアの公用語である。民族グループの言語と方言もまたそれぞれの領土で公用語である。独自の言語伝統のあるコミュニティにおいて行われる教育は二言語によるものとする。)

スペイン：Artículo 3 1. El castellano es la lengua española oficial del Estado. Todos los españoles tienen el deber de conocerla y el derecho a usarla. 2.

Las demás lenguas españolas serán también oficiales en las respectivas Comunidades Autónomas de acuerdo con sus Estatutos. (第3条1. カスティーリャ語は、国の公用スペイン語である。すべてのスペイン人は、これを知る義務を負い、かつこれを使用する権利を有する。2. [他のスペインの言語]もまた、自治州条例に従い、各々の自治州における公用語とする。訳：黒田1982: 455のうち「スペインの他の言語」を [他のスペインの言語] とした。)

ニカラグア：Arto. 11 El español es el idioma oficial del Estado. Las lenguas de las Comunidades de la Costa Atlántica de Nicaragua también tendrán uso oficial en los casos que establezca la ley. (第11条 スペイン語は国家の公用語である。ニカラグア大西洋岸のコミュニテイの諸言語もまた法律が定める場合において公用語として用いられる。)

ベネズエラ：Artículo 9. El idioma oficial es el castellano. Los idiomas indígenas también son de uso oficial para los pueblos indígenas y deben ser respetados en todo el territorio de la República, por constituir patrimonio cultural de la Nación y de la humanidad. (第9条 公用語はカスティーリャ語である。先住民諸言語もまた先住民のために公的に用いられる。そして国や人類の文化的財産を構成することによって、共和国すべての領域で尊重されなければならない。)

ペルー Artículo 48°. —Son idiomas oficiales el castellano y, en las zonas donde predominen, también lo son el quechua, el aimara y las demás lenguas aborígenes, según la ley. (第48条 カスティーリャ語は公用語であり、ケチュア語、アイマラ語、それにその他の先住民諸言語が優勢である地域では、法に従い、これらも公用語である。)

ボリビア：Artículo 5. I. Son idiomas oficiales del Estado el castellano y todos los idiomas de las naciones y pueblos indígena originario campesinos, que son el aymara, araona, baure, bésiro, canichana, cavineño, cayubaba, chácobo, chimán, ese ejja, guaraní, guarasu'we, guarayu, itonama, leco, machajuyai-kallawaya, machineri, maropa, mojeño-trinitario, mojeño-ignaciano, moré, mosetén, movima, pacawara, puquina, quechua, sirionó, tacana, tapiete, toromona, uru-chipaya, weenhayek, yaminawa, yuki, yuracaré y zamuco. (第5条I. カスティーリャ語と、元先住民の農民である諸民族のすべての言語が公用語である。先住民の言語とは、アイマラ語、アラオナ語、バウレ語、ベスイロ語、カニシャ

ナ語、カビネーニャ語、カユババ語、チャコボ語、チマン語、エセエハ語、グアラニ語、グアラスウエ語、グアラユ語、イトナマ語、レコ語、マチャフワイ-カヤワヤ語、マチネリ語、マロパ語、モヘニョ-トウリニタリオ語、モヘニョ-イグナシアノ語、モレ語、モセテン語、モビーマ語、パカワラ語、プキーナ語、ケチュア語、シリオノ語、タカナ語、タピエテ語、トロモナ語、ウル-チパヤ語、ウエエンハイェク語、ヤミナワ語、ユキ語、ユラカレ語、サムコ語である。)

ただし、第2項を見ると、これらすべての言語を国全体の公用語としようとしているのではなく、スペイン語ともう一つ、計二つを公用語とするという規定になっている。

II. El Gobierno plurinacional y los gobiernos departamentales deben utilizar al menos dos idiomas oficiales. Uno de ellos debe ser el castellano, y el otro se decidirá tomando en cuenta el uso, la conveniencia, las circunstancias, las necesidades y preferencias de la población en su totalidad o del territorio en cuestión. Los demás gobiernos autónomos deben utilizar los idiomas propios de su territorio, y uno de ellos debe ser el castellano. (II. (ボリビア) 多民族(国) 政府と県政府は少なくとも二つの公用語を使用しなければならない。それらの内の一つはカスティーリャ語でなければならない、またもう一方は、全体あるいは当該地域の住民の使用、便宜、諸状況、必要性と優先性を、考慮して決められることとする。その他の地方自治政府はその地域の独自の諸言語を使用し、それらのうちの一つはカスティーリャ語でなければならない。)

そして公務員に少なくとも二つの公用語を話すことを求めている(第234条): Para acceder al desempeño de funciones públicas se requiere: (...) 7. Hablar al menos dos idiomas oficiales del país. (行政機関の職務に就くためには、(中略) 少なくとも二つの国の公用語を話すこと。) ただし、経過措置として法律により徐々に適用していくとの記載がある⁸⁾。

3.4. 文化財としての先住民言語や少数派言語

スペイン語圏諸国の憲法の中で歴史上最初に先住民言語について言及したのは、エクアドル1945年憲法⁹⁾で、国の文化要素として認めるとの記載である。

Artículo 5. —El castellano es el idioma oficial de la República. Se reconocen el

quechua y demás lenguas aborígenes como elementos de la cultura nacional. (第5条 カスティーリャ語は共和国の公用語である。ケチュア語や他の先住民言語は国の文化要素として認められる。)

第143条には、スペイン語(カスティーリャ語)に加え、先住民言語も学校で用いるとある: En las escuelas establecidas en las zonas de predominante población india, se usará, además del castellano, el quechua o la lengua aborígen respectiva. (インディオ人口が優勢な地域に設けられた学校では、カスティーリャ語に加えケチュア語あるいはそれぞれの土着の言語を用いることとする。)

エクアドルの現行憲法(2008年)第379条では、言語のみならず、表現形式、口承伝統等、儀式や祭式など、文化の多様な表現や創造も文化的財産の一部と規定している。

Art. 379. —Son parte del patrimonio cultural tangible e intangible relevante para la memoria e identidad de las personas y colectivos, y objeto de salvaguarda del Estado, entre otros:

1. Las lenguas, formas de expresión, tradición oral y diversas manifestaciones y creaciones culturales, incluyendo las de carácter ritual, festivo y productivo. (第379条 以下のものは、個人や共同体の記憶やアイデンティティに関わる有形無形の文化財であり、国家の保護の対象である。1. 言語、表現形式、口承伝統、儀式や祭式、生産様式を含む文化の多様な表現や創造。)

以下の国々の現行憲法にも、先住民言語や少数派言語は文化的財産であるとの規定がある。

グアテマラ: Artículo 143. (...) Las lenguas vernáculas, forman parte del patrimonio cultural de la Nación. (第143条 (中略) (土地) 固有の諸言語は国の文化的財産を成す。)

赤道ギニア: Artículo 4 ° 1.: (...) Se reconoce las lenguas nacionales como integrantes de la cultura e identidad nacional. (第4条1. (中略) 国の諸言語は国の文化とアイデンティティを構成するものとして認める。)

パラグアイ: Artículo 140 —DE LOS IDIOMAS (...) Las lenguas indígenas, así como las de otras minorías, forman parte del patrimonio cultural de la Nación. (第140条 言語について。(中略) 先住民言語は、他の少数派言語も同様に、国の文化的財産の一部を形成する。)

以下の国の憲法では、文化財として認め、さらに保護・育成することを

規定している。

エルサルバドル：Art. 62. —(...) Las lenguas autóctonas que se hablan en el territorio nacional forman parte del patrimonio cultural y serán objeto de preservación, difusión y respeto. (第62条 (中略) 国土において話されている先住民の諸言語は文化的財産の一部を形成し、保護、普及、尊敬の対象であることとする。)

スペイン：Artículo 3 3. La riqueza de las distintas modalidades lingüísticas de España es un patrimonio cultural que será objeto de especial respeto y protección. (第3条3. スペインの豊富な言語様式の多様性は、特別の尊重および保護の対象たる文化財である。訳：黒田1982:455)

4. 国際規約との関係に見る条文上の言語

4.1. 国際人権規約および先住民族の権利に関する国際連合宣言

1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効した社会権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)と自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)からなる国際人権規約¹⁰⁾には、言語に関する三つの権利が規定されている。

1-1) 「言語」を含むすべての個人に属する事由による差別禁止(社会権規約は第2条第2項に、自由権規約は第2条第1項、第4条第1項、第24条第1項)

1-2) 刑事罪の決定に、理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられる権利と、裁判において使用される言語を理解することまたは話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受ける権利(自由権規約第14条第3項 a)、f)

1-3) 言語的少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の言語を使用する権利を否定されない権利。(自由権規約第27条)

この言語的少数民族の言語使用権利は、2007年第61回国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」¹¹⁾において、先住民族言語に関するより広範な権利を認めている。

2-1) 自らの言語を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利(第13条)

2-2) 独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利(第

13条)

2-3) 独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利 (第14条)

2-4) 独自のメディアを自身の言語で設立し、差別されずにあらゆる形態の非先住民族メディアへアクセス (到達もしくは入手し、利用) する権利 (第16条)

を認めている。そして、これらの権利を保障するため、国家に以下の効果的措置を取るよう求めている。

2-5) 通訳の提供または他の適切な手段によって、政治的、法的、行政的な手続きにおいて、先住民族が理解できかつ理解され得るようにすること (第13条)

2-6) 独自の文化および言語による教育に対してアクセス (到達もしくは入手し、利用) できるようにすること (第14条)

2-7) 国営メディアが先住民族の文化的多様性を正当に反映することを確保すること (第16条)

2-8) 民間のメディアが先住民族の文化的多様性を十分に反映することを奨励すること (第16条)

1-1) の「言語」を含むすべての個人に属する事由による差別禁止を憲法の条文に規定しているのは、エクアドル第11条第2項、コロンビア第13条、ドミニカ共和国第39条、ニカラグアの第27条、第91条、ペルー第2条第2項、ベネズエラ第13条である。

1-2) の刑事罪の決定に、理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられる権利と、裁判において使用される言語を理解することまたは話すことができない場合には、通訳の援助を受ける権利を規定しているのは、エクアドル、ニカラグア、パラグアイ、ベネズエラ、ボリビア、メキシコである。

具体的には、刑事裁判の審理で使われる言語が理解できない、あるいは話さない場合は、無料で通訳を付けられる権利 (エクアドル第76条7f、ニカラグア第34条6、ベネズエラ第49条3、ボリビア第120条II、メキシコ第2条A.VIII.)、逮捕時にただちに自分の理解できる言語で理由を告げられる権利あるいは通訳を付けられる権利 (パラグアイ第12条、ニカラグア第33条第2項2.1.)、あるいは、留置時に通訳者と会う権利 (ボリ

ビア第73条II.)、刑事裁判で自分の言語で事前にかつ詳細に情報を得られる権利(エクアドル第77条7.)を認めている。

1-3) および先住民の権利に関する国際連合宣言に謳われた言語的な諸権利については、上の3.3. で見た、特定地域における公用語として、あるいは特定使用のため公的に用いることを規定しているエクアドル、コロンビア、スペイン、ニカラグア、パラグアイ、ベネズエラ、ペルー、ボリビアの憲法で認められている権利と考えられる。これらの中で、エクアドル憲法第16条1.には自分の言語によるコミュニケーションの権利、第57条21項に自分たちの文化、伝統、歴史、希望の尊厳や多様性が公教育と報道に反映されること、自分たちの言語による独自の報道を創設する権利を認めている。教育についての国家の責任として、第347条第9項に、二言語の異文化間教育システムを保障すること、第10項に教育カリキュラムに少なくとも一つの先祖伝来の言語の教育を含めることを国家に求めている。同国第29条とニカラグア第121条には自分の言語で教育を受けることが、パラグアイ第77条には、二つの公用語のうち母語で教育を受け、どちらも母語でない者はどちらかを選ぶことができるとある。ペルー憲法第2条第19項には、通訳により当局に対して母語を使用する権利が書かれている。ニカラグア第197条には少数派言語での憲法の普及が規定されている。ベネズエラ憲法経過規定第7.では、国会への先住民代表の資格に先住民言語話者であることを規定している。

公用語として、あるいは特定使用のため公的に用いることを規定してなくても、少数派言語を使用する権利を認めている憲法がある。それは、アルゼンチン第75条17.:先住民の二言語・異文化教育の権利保障、コスタリカ第76条:国は先住民言語の維持と育成への留意、グアテマラ第66条:先住民の言語・方言の尊重、奨励、同国憲法附則:4つの先住民言語での憲法普及を規定している。また、ニカラグア第90条、第180条、パナマ第88条、ベネズエラ第119条、にもそれぞれの先住民や少数派言語の保護育成を述べている。メキシコ憲法は、第2条A.IV.で先住民の民族と共同体の自己決定、すなわち自治の権利を認め、保障するとして、その内容を列挙している。その中に、自分たちの言語、知識、そして自分たちの文化とアイデンティティを構成するすべての要素を維持し豊かにすることを掲げている。附則には、憲法の先住民言語への翻訳を命じることと、先住民共同体に憲法を普及させることを命じると規定している。パナ

マ第88条には、先住民諸言語の研究、保護、普及、また先住民コミュニティにおける二言語識字教育推進が規定されている。第90条には、国家による先住民コミュニティの民族的アイデンティティの尊重、独自の物質的、社会的、精神的発展を推進することが書かれている。

4.2. 障害者権利条約

2006年12月13日に第61回国連総会において採択された障害者権利条約 *Convention on the Rights of Persons with Disabilities*¹²⁾ (「障害者の権利に関する条約」と日本国政府によって仮訳¹³⁾) は21世紀で初の国際人権法に基づく人権条約である。日本政府は2007年9月28日に署名しているがまだ批准していない。この条約には言語を「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」(第2条)と定義している。北村(2008)が指摘するように手話言語も独自の文法体系を持った自然言語であるが、本稿では、もっぱら「音声言語」を「言語」として憲法条文上での扱いを見てきた。以下は、障害者権利条約にある「言語」および「意思疎通」(第24条第3項(b)、(c)、第30条4)との関連で各国憲法の記載を見る。

エクアドル第47条第11項(手話、口話法、点字を例示して、障害者によるコミュニケーションの手段へのアクセスの権利が認められるとしている)、ベネズエラ第81条(ベネズエラ手話による意思疎通の権利)、第101条(テレビに字幕、手話の義務付け)、ボリビア第70条に代替言語によるコミュニケーションの権利、第107条「社会的報道は多言語や障害者のための代替言語によるプログラムで、多文化の民族、道徳、市民的価値を高めることに貢献しなければならない」とある。

5. まとめ

スペイン語圏諸国は、少数派言語話者が国内にいることにより、憲法にその言語の保護や尊重について記載してある国々が多い。また南北アメリカの国の中には、スペイン語化を進めてきた歴史的な努力を、現行憲法でも規定しているところがある。国際人権規約、先住民の権利に関する国際連合宣言それに障害者権利条約といった国際規約にある言語に関する権利が、既に憲法に記載されている国もある。

これら憲法上の記載が、それぞれの国においてどのように制度化されて

いるのか、あるいは、どの程度実現されているのかは、実際に各国の実情を調べる必要がある。しかし憲法条文を見ることで、それぞれの国が、言語に関して、どのような権利を認めるべきとしているのか、少数派言語に対して、国家や国民がどのような扱いをすることを目指しているのかはおおよそ把握することができた。

本研究は JSPS 科研費 24520475 の助成を受けたものです。

Este estudio es subvencionado por JSPS KAKENHI N° 24520475.

注

- 1) <http://www.cortenacional.gob.ec/cn/wwwcn/pdf/constituciones/37%201929.pdf>
- 2) <http://archive.org/stream/constitutiondela04hait#page/4/mode/2up>
- 3) ここで「他のスペインの言語」と訳した *Las demás lenguas españolas* を黒田 (1982) は「スペインの他の言語」と訳している。百地 (2009: 197) の第 1 項「カスティリア語は、スペイン国の公用語である」という訳では、*lengua española oficial* を厳密に訳していないと考えられる。
- 4) En caso de duda de interpretación, se estará al texto redactado en idioma castellano.
- 5) muchas Constituciones establecen fórmulas legales y lemas heráldicos que se formulan, precisamente en una lengua que por ese solo motivo es ya nacional y oficial, aunque no conste ningún artículo específico que a ella se refiera. Así los juramentos redactados en español por las Constituciones de la Argentina, Bolivia, Colombia, Costa Rica, Chile, Ecuador, Honduras, México, Nicaragua, Perú. (多くの憲法が、国語や公用語に関する条文はなくても、法的な形式や題辭を、まさにこのことをもって国語であり公用語であることになる言語でもって表している。アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、チリ、エクアドル、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、ペルーの憲法にはスペイン語で宣誓が書かれている。)
- 6) 再選されたクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、2011年12月10日に次のようなことばで就任宣誓を行っている：“Yo, Cristina Fernández de Kirchner, juro por Dios, por la patria, y sobre los Santos Evangelios desempeñar con lealtad y patriotismo el cargo de presidenta de la Nación, y observar y hacer observar en lo que a mí dependa, la Constitución de la Nación Argentina. Si así no lo hiciere, que Dios, la patria y él me lo demanden.”
(<http://redaccion.lamula.pe/2011/12/11/presidenta-otra-vez-las-mejores-fotos-de->

- cristina-fernandez-de-kirchner-en-su-juramentacion/jackhurtado の記事にある文章を、ウェブ上にある就任宣誓式典のテレビ放送録画の音声により一部訂正した)
- presidente のところを presidenta と発言している他にも憲法上の語句と一部違うところがある。
- 7) <https://sites.google.com/site/fundacionindigenaweenhayek/>
- 8) DISPOSICIONES TRANSITORIAS Décima. El requisito de hablar al menos dos idiomas oficiales para el desempeño de funciones públicas determinado en el Artículo 235 (sic). 7 será de aplicación progresiva de acuerdo a Ley. (経過規定第10. 第235条(ママ) 第7項に規定する行政機関の職務に就くために少なくとも二つの公用語を話すことという要件は法律に従い徐々に適用するものとする)
- 9) <http://www.mmrree.gob.ec/ministerio/constituciones/1945.pdf>
- 10) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/>
- 11) http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf
スペイン語圏ではコロンビアが棄権、赤道ギニアが投票せず、他の18か国は賛成している。
<http://unbisnet.un.org:8080/ipac20/ipac.jsp?profile=voting&index=.VM&term=ares61295#focus>
- 12) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/documents/tccconvs.pdf>
- 13) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html

資料

- スペイン語圏各国憲法は、各国の公式ウェブサイト掲載のものを2012年8月に参照した。国名の後ろに各憲法の施行年を記載する。条項によっては、施行年以降に改訂されている。
- アルゼンチン 1995
<http://infoleg.mecon.gov.ar/infolegInternet/anexos/0-4999/804/norma.htm>
- ウルグアイ 1967
<http://www.parlamento.gub.uy/constituciones/const004.htm>
- エクアドル 2008
<http://www.asambleanacional.gov.ec/documentos/Constitucion-2008.pdf>
- エルサルバドル 1983
<http://www.asamblea.gob.sv/eparlamento/indice-legislativo/buscador-de-documentos-legislativos/constitucion-de-la-republica>
- キューバ 1976

- http://www.gacetaoficial.cu/html/constitucion_de_la_republica.html#1
グアテマラ 1985
- http://www.cc.gob.gt/index.php?option=com_content&view=article&id=93&Itemid=67
コスタリカ 1949
- http://www.pgr.go.cr/SCIJ/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_repartidor.asp?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=871&nValor3=936&strTipM=TC
コロンビア 1991
- http://www.secretariasenado.gov.co/senado/basedoc/cp/constitucion_politica_1991.html#1
スペイン 1978
- <http://www.asambleanacional.gov.ec/documentos/constitucion-2008.pdf>
赤道ギニア 2012: 2012年2月公布の改訂憲法は、政府の公式ウェブサイトで見つけられなかったため、野党 CPDS: Convergencia para la Democracia Social のウェブサイト掲載のものを参照した。
- <http://cpds-gq.org/attachments/article/181/Texto%20de%20la%20reforma%20de%20Obiang%202011.pdf>
チリ 1980
- <http://www.leychile.cl/Navegar?idNorma=242302>
ドミニカ共和国 2010
- http://www.suprema.gov.do/PDF_2/constitucion/Constitucion.pdf
ニカラグア 1987
- <http://www.asamblea.gob.ni/wp-content/uploads/2012/06/Constitucion.pdf>
パナマ 1972
- <http://www.binal.ac.pa/buscar/const197204.htm>
パラグアイ 1992
- http://www.senado.gov.py/leyes/index.php?pagina=ley_resultado&id=7437
プエルトリコ 1952
- <http://www2.pr.gov/SobrePuertoRico/Documents/elaConstitucion.pdf>
ベネズエラ 1999
- <http://www.tsj.gov.ve/legislacion/enmienda2009.pdf>
<http://www.tsj.gov.ve/legislacion/enmienda2009.pdf>
- ペルー 1993
- <http://www2.congreso.gob.pe/sicr/RelatAgenda/constitucion.nsf/constitucion>
ホンジュラス 1982
- [http://www.poderjudicial.gob.hn/institucional/organizacion/dependencias/cedij/Leyes/Documents/CONSTITUCIÓN%20DE%20LA%20REPÚBLICA%20\(09\).pdf](http://www.poderjudicial.gob.hn/institucional/organizacion/dependencias/cedij/Leyes/Documents/CONSTITUCIÓN%20DE%20LA%20REPÚBLICA%20(09).pdf)

ボリビア 2009

<http://bolivia.infoleyes.com/shownorm.php?id=469>

メキシコ 1917

<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/ref/cpeum.htm>

各国憲法集（過去のものも含む）

Constituciones hispanoamericanas

<http://bib.cervantesvirtual.com/portal/constituciones/constituciones.shtml>

Political Database of the Americas

<http://pdba.georgetown.edu/Constitutions/constudies.html>

引用文献

大阪経済法科大学比較憲法研究会（1987）『チリ共和国憲法1980年』大阪経済法科大学法学資料2、大阪経済法科大学法学研究所、『法学研究所紀要』第6号1984、第7号1986、第8号1987

大阪経済法科大学比較憲法研究会（1989）『メキシコ合州国憲法1917年』大阪経済法科大学法学資料3、大阪経済法科大学法学研究所、『法学研究所紀要』第9号1988、第10号1989

亀井孝、河野六郎、千野栄一編著『言語学大辞典』第1巻（上）1988、第2巻（中）1989、第3巻（下1）1992、第4巻（下2）、第5巻1993、三省堂

北村一親（2008）「手話も『言語』の一つとする」、『アルテス リベラレス』、82、pp. 17-42 <http://hdl.handle.net/10140/1891>（2012/9/25参照）

黒田清彦（1982）「スペイン憲法（1978年）」、原誠他編『スペインハンドブック』三省堂、453-496

塚原信行（2012）「パラグアイ—言語政策の移植は可能か」砂野幸稔編『多言語主義再考—多言語状況の比較研究』三元社、142-166

百地 章（2009）「スペイン憲法」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』第四版、有信堂、197-218

Alvar, Manuel(1982) “Lengua nacional y sociolingüística: las constituciones de América”, Alicante : Biblioteca Virtual Miguel de Cervantes, 2006. Otra ed.: Bulletin Hispanique, T. 84, núm. 3-4 (juillet-décembre 1982), pp. 347-414.
<http://bib.cervantesvirtual.com/FichaObra.html?Ref=20809&portal=184>（2012/09/13参照）

Alvar, Manuel(1995) “Lengua y sociedad: las constituciones política de América”, Alicante : Biblioteca Virtual Miguel de Cervantes, 2007. Otra ed.: Política, lengua y nación, Madrid: Fundación Friedrich Ebert, 1995, pp. 51-69.

- <http://bib.cervantesvirtual.com/FichaObra.html?Ref=22199&portal=184> (2012/09/13 参照)
- Fabre, Alain(2005) *Diccionario etnolingüístico y guía bibliográfica de los pueblos indígenas sudamericanos*. [Última modificación: 10/03/11]
<http://butler.cc.tut.fi/~fabre/BookInternetVersio/Alkusivu.html> (2012/10/21 参照)
- Lewis, M. Paul(ed.), (2009) *Ethnologue: Languages of the World*, Sixteenth edition. Dallas, Tex.: SIL International. Online version: <http://www.ethnologue.com/>. (2012/10/12 参照)
- Real Academia Española (2001) *Diccionario de la lengua española* (22^a ed.).
<http://www.rae.es/rae.html> (2012/09/13 参照)
- Real Academia Española & la Asociación de Academias de la Lengua Española (2005) *Diccionario panhispánico de dudas*. Madrid, Santillana Ediciones Generales.
<http://www.rae.es/> (2012/09/13 参照)

Las lenguas en los artículos de las constituciones de los países hispanohablantes

HOTTA Hideo

En el presente artículo hemos examinado el tratamiento de las lenguas o los idiomas en las constituciones vigentes de los 21 países hispanohablantes. Entre ellas las de nueve países utilizan la denominación “español” y las de ocho “castellano”. Dieciséis países declaran, en su constitución, que la lengua oficial del país es el español o castellano, mientras que Argentina, Chile, Puerto Rico, Uruguay y México no lo declaran expresamente. Aparte del español, en la constitución de Bolivia se citan los 36 idiomas de los pueblos indígenas. En la de Ecuador se menciona “el kichwa y el shuar”, en la de Guatemala, las “lenguas Quiché, Mam, Cakchiquel y Kekchi”, en la de Paraguay, “el guaraní”, en la de Perú, “el quechua, el aimara” y en la de Puerto Rico, el “inglés”. Las constituciones de estos y algunos otros países reconocen que las lenguas de los pueblos autóctonos o de las minorías lingüísticas forman parte del patrimonio cultural del país y son objeto de respeto y protección. Bolivia, Colombia, Ecuador, España, Nicaragua, Paraguay, Perú y Venezuela prescriben los derechos del uso oficial de las lenguas de la minoría en determinados territorios o en ámbitos de uso determinados.

Las constituciones de Ecuador, Colombia, República Dominicana, Nicaragua, Perú y Venezuela tienen un artículo que prohíbe la discriminación por motivo de idioma entre otras índoles. Bolivia, Ecuador, Nicaragua, Paraguay México y Venezuela reconocen al individuo de una minoría lingüística el derecho a ser asistido por intérpretes que tengan conocimiento de su lengua o a ser informado en su lengua propia en los juicios y procedimientos. Bolivia, Ecuador y Venezuela reconocen a las personas con discapacidad el derecho de la comunicación en un lenguaje alternativo como el lenguaje de señas.